

法人税実務事例検討

交際費に該当する懇親会の費用を人数改ざん
により会議費としていた場合について

E Y 税理士法人 顧問
税理士 石田 昌朗

本事例における留意点

取引先等との懇親会の費用（交際費に該当するもの）につき、その参加人数を改ざんして会議費として計上していた場合には、帳簿書類の改ざんに該当し、修正事由に該当するだけでなく、重加算税の賦課対象となる。

事 例

当社の法人税の税務調査において、会議費として会計処理していた費用の中に営業担当者が得意先等を招いて開催した懇親会の費用が含まれておりました。

この懇親会の費用は1人当たり5,000円以下であることから、「1人当たり5,000円以下の飲食費」に該当するものとしておりましたが、1人当たりの金額の計算において、懇親会に参加していない得意先等も参加者として記載されており、実際に懇親会に参加した人数では1人当たり5,000円超となりました。

当社は、この懇親会の費用を交際費等に該当するものとして修正申告書の提出をする予定ですが、これらは重加算税の賦課対象となるのでしょうか。

(注) 実際の懇親会の参加者は62名でしたが、営業担当者が1人当たり5,000円以下となるように人数を100名に改ざんしていました。

【当社の会計処理】

会議費 498,000 円 / 銀行預金 522,900 円
仮払消費税等 24,900 円

1 本事例における法令等の検討

1 国税通則法の規定

国税通則法第 68 条(重加算税)では、「第 65 条第 1 項(過少申告加算税)の規定に該当する場合(同条第 5 項の規定の適用がある場合を除く。)において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、政令で定めるところにより、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額(その税額の計算の基礎となるべき事実で隠ぺいし、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠ぺいし、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額)に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に 100 分の 35 の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。」と規定されています。

2 事務運営指針の取扱い

国税庁の公表している「法人税の重加算税の取扱いについて(事務運営指針)」には、『隠ぺい又は仮装に該当する場合』として、

- 1 通則法第 68 条第 1 項又は第 2 項に規定する「国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し」とは、例えば、次に掲げるような事実(以下「不正事実」とい

う。)がある場合をいう。

- (1) いわゆる二重帳簿を作成していること。
- (2) 次に掲げる事実(以下「帳簿書類の隠匿、虚偽記載等」という。)があること。
 - ① 帳簿、原始記録、証ひょう書類、貸借対照表、損益計算書、勘定科目内訳明細書、棚卸表その他決算に関係のある書類(以下「帳簿書類」という。)を、破棄又は隠匿していること
 - ② 帳簿書類の改ざん(偽造及び変造を含む。以下同じ。)、帳簿書類への虚偽記載、相手方との通謀による虚偽の証ひょう書類の作成、帳簿書類の意図的な集計違算その他の方法により仮装の経理を行っていること
 - ③ 帳簿書類の作成又は帳簿書類への記録をせず、売上げその他の収入(営業外の収入を含む。)の脱ろう又は棚卸資産の除外をしていること
- (3) 特定の損金算入又は税額控除の要件とされる証明書その他の書類を改ざんし、又は虚偽の申請に基づき当該書類の交付を受けていること。
- (4) 簿外資産(確定した決算の基礎となった帳簿の資産勘定に計上されていない資産をいう。)に係る利息収入、賃貸料収入等の果実を計上していないこと。
- (5) 簿外資金(確定した決算の基礎となった帳簿に計上していない収入金又は当該帳簿に費用を過大若しくは架空に計上することにより

当該帳簿から除外した資金をいう。)をもって役員賞与その他の費用を支出していること。

- (6) 同族会社であるにもかかわらず、その判定の基礎となる株主等の所有株式等を架空の者又は単なる名義人に分割する等により非同族会社としていること。

とされています。

さらに、『帳簿書類の隠匿、虚偽記載等に該当しない場合』として、

3 次に掲げる場合で、当該行為が相手方との通謀又は証ひょう書類等の破棄、隠匿若しくは改ざんによるもの等でないときは、帳簿書類の隠匿、虚偽記載等に該当しない。

- (1) 売上げ等の収入の計上を繰り延べている場合において、その売上げ等の収入が翌事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、翌連結事業年度。(2)において同じ。)の収益に計上されていることが確認されたとき。
- (2) 経費(原価に算入される費用を含む。)の繰上計上をしている場合において、その経費がその翌事業年度に支出されたことが確認されたとき。
- (3) 棚卸資産の評価換えにより過少評価をしている場合。
- (4) 確定した決算の基礎となった帳簿に、交際費等又は寄附金のように損金算入について制限のある費用を単に他の費用科目に計上している場合。

とされています。

II 本事例における取扱いの検討

1 過少申告となっているか

貴社が会議費に計上した懇親会の費用は、実際の参加者の人数で計算すると1人当たり5,000円超となることから、交際費等から除かれる「1人当たり5,000円以下の飲食費」には該当しません。

したがって、この懇親会の費用を交際費等に含めたところで、貴社の交際費等の損金算入限度額を再計算し、当初の確定申告時の損金不算入額との差額が過少申告となります。

2 隠ぺい又は仮装に該当するか

上記 I 2 (1)(2)において、『帳簿書類の改ざん(偽造及び変造を含む。以下同じ。)、帳簿書類への虚偽記載、相手方との通謀による虚偽の証ひょう書類の作成、帳簿書類の意図的な集計違算その他の方法により仮装の経理を行っていること』が隠ぺい又は仮装に該当するものとされており

ます。貴社は懇親会の費用について、交際費等の範囲から除くものとされている、「1人当たり5,000円以下の飲食費」に該当するものとして、次に掲げる事項を記載した書類を保存していたはずで(措法61の4④、措規21の18の4)。

- イ その飲食等のあった年月日
- ロ その飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係
- ハ その飲食等に参加した者の数
- ニ その費用の金額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地
- (注) 店舗を有しないことその他の理由

によりその名称又はその所在地が明

+

(8) 平成 26 年 2 月 10 日 第 6300 号 国 税 速 報

第 3 種郵便物認可

らかでない場合は、領収書等に記載された支払先の氏名若しくは名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

ホ その他参考となるべき事項

ところで、貴社は、上記ハの「その飲食等に参加した者の数」を 62 名であるところを、100 名と改ざんすることにより、交際費等に該当する懇親会の費用を交際費等から除かれる「1 人当たり 5,000 円以下の飲食費」に該当するものとしていたことになります。

そうすると、62 名と記載すべき書類の

人数を 100 名と改ざんしていることから、上記 I 2 (1 (2) ②) の『帳簿書類の改ざん(偽造及び変造を含む。以下同じ。)、帳簿書類への虚偽記載、相手方との通謀による虚偽の証ひょう書類の作成、帳簿書類の意図的な集計違算その他の方法により仮装の経理を行っていること』に該当するものと考えられます。

したがって、貴社の当初申告額の交際費等の損金不算入額 4,600,000 円と修正申告の交際費等の損金不算入額 5,098,000 円との差額 498,000 円は重加算税の賦課対象となります。

〈貴社の当初申告〉

【別表 15】

交際費等の損金算入に関する明細書		事業年度	24・4・1 25・3・31	法人名	〇〇社		
支出交際費等の額 (7 の計)	1	10,000,000	円	損金算入限度額 $((1) \text{ と } (2) \text{ のうち少ない金額}) \times \frac{90}{100}$ 又は $((1) \text{ と } (2) \text{ のうち少ない金額})$	3	5,400,000	円
定額控除限度額 $(0 \text{ 円又は } 600 \text{ 万円若しくは } 800 \text{ 万円}) \times \frac{12}{12}$	2	6,000,000		損金不算入額 (1) - (3)	4	4,600,000	
支出交際費等の額の明細							
科 目		支 出 額		交 際 費 等 の 額 から 控 除 さ れ る 費 用 の 額		差 引 交 際 費 等 の 額	
		5		6		7	
交 際 費		10,000,000	円	0	円	10,000,000	円
計						10,000,000	

(注) 交際費として会計処理した金額は 10,000,000 円としております。

+

+


〈貴社の修正申告〉

【別表 15】

交際費等の損金算入に関する明細書		事業年度	24・4・1 25・3・31	法人名	〇〇社		
支出交際費等の額 (7 の計)	1	10,498,000	円	損金算入限度額 ((1)と(2)のうち少ない金額)× $\frac{90}{100}$ 又は(1)と(2)のうち少ない金額	3	5,400,000	円
定額控除限度額 (0円又は600万円若しくは800万円)× $\frac{12}{12}$	2	6,000,000		損金不算入額 (1) - (3)	4	5,098,000	
支出交際費等の額の明細							
科 目	支 出 額	交 際 費 等 の 額 から 控 除 さ れ る 費 用 の 額		差 引 交 際 費 等 の 額			
		5	6		7		
交 際 費	10,000,000	円	0	円	10,000,000	円	
会 議 費	〇〇〇		〇〇〇		498,000		
計					10,498,000		

- (注) 1 交際費として会計処理した金額は 10,000,000 円としております。
 2 支出交際費等の額 10,498,000 円のうち損金算入限度額 5,400,000 円を超える部分の 5,098,000 円が損金不算入額となります。
 3 当初申告の損金不算入額 4,600,000 円と修正申告の損金不算入額 5,098,000 円との差額 498,000 円が申告もれであり、かつ、重加算税の賦課対象となります。

(了)



●お申込みは <http://www.zaikyo.or.jp> から●

改正税法のすべてデータベース

「改正税法のすべて データベース」は、年 1 回発行している税制改正解説のバイブル『改正税法のすべて』の平成 17 年版から最新版の「全税目」がパソコンで閲覧できるデータベースサービスです。使いやすいキーワード検索システムにより、税務職員はもとより税理士等職業会計人、企業の税務経理担当者など日頃税務に携わる方々の事務効率改善を実現します。

●ご利用料金：お申込み日の翌月1日から1年間 10,000 円 (税込)●

+